第七次守谷市行政改革実施計画　執行管理表

部長	次長	課長	管理員
			森山 / 鈴木

整理番号	1-1	実施事業	地域包括ケアシステムづくりの推進	推進項目	01　地域・市民との協働による行政運営	主担当課	保健福祉部　介護福祉課

改革の目的・期待する効果	・一人暮らし高齢者，高齢者のみ世帯など様々な生活形態であっても，個々の状態に応じた最適な支援サービスを提供することで，安心して生活できるようになる。 ・地域包括ケアシステムを構築することで，行政だけではカバーしきれない地域の課題への対応も可能になる。
成果目標	・地域福祉活動でお互いに支え合うことができていると思う市民の割合：55%（H30） ※総合計画における施策の成果指標（H26：50.6%→H33：60%） ・地域の課題解決に地域住民で取り組んでいると思う市民の割合：55%（H30） ※総合計画における施策の成果指標（H26：51.9%→H33：60%）
取組内容	・高齢化が進むにつれ，一人暮らし高齢者，高齢者のみ世帯が増加していくため，見守りが重要であること，市民一人ひとりが見守りの担い手であることを理解してもらうため，市民への周知を行う。 ・住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指す中で，まずは，個々の状態に応じた最適な支援サービスができる仕組みづくりのため協議体を設置するとともに，サービスの提供体制を調整する生活支援コーディネーターを配置する。
【総括】取組に対する評価／今後の方針	地域包括ケアシステムの構築のためには，市民が地域での支え合いの仕組を話あう場である協議体の設置が必要になるため，地域福祉活動実行委員会に対し説明し理解を得るように努めてきた。今後，まちづくり協議会に地域福祉活動が包括されるため，庁内担当課及び関係団体等との調整を継続し，まちづくり協議会の支援体制に加わることでその活動を支援する。

【工程表】（上段：計画工程／下段：実施工程）

業務内容		第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成28年度	（市民への周知） 周知・広報	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
			・ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒						
	（市民への周知） 自治会との連絡体制の確立						⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
	（協議体の設置） 地域課題の吸い上げ・調整	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒			
		⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒						
	（協議体の設置） コーディネーターの決定										⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
												⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒

業務内容		第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成29年度	（市民への周知） 周知・広報	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
				・ ・ ⇒			・ ・ ⇒	・ ⇒ ・	・ ⇒ ・	・ ⇒ ・	・ ⇒ ・	・ ⇒ ・	・ ⇒ ・
	（市民への周知） 自治会との連絡体制の確立	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
	（協議体の設置） 第1層協議体の設置	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
		⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒						
	（協議体の設置） コーディネーターの決定	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
		⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒

業務内容		第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成30年度	（市民への周知） 周知・広報	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
	（市民への周知） 自治会との連絡体制の確立	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
	（協議体の設置） 第1層協議体の設置	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
	（協議体の設置） コーディネーターの活動支援	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒

【進捗状況】

	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
実施目標（予定）	・地域での見守り活動の周知検討 ・地域課題の吸い上げ，協議体の素案作成	・地域での見守り活動の周知 ・協議体の設置，コーディネーターの配置	・地域での見守り活動の周知継続 ・第1層協議体設置に向けた勉強会，コーディネーターの配置に向けた調整	・地域での見守り活動の周知継続 ・第1層協議体の設置，コーディネーターの配置	・地域での見守り活動の周知継続 ・第1層協議体の設置，コーディネーターの活動支援 （協議体設置とコーディネーター配置の期限が平成30年度末までに変更）	・地域での見守り活動の周知継続 ・第1層協議体の設置，コーディネーターの活動支援 （協議体設置とコーディネーター配置の期限が平成30年度末までに変更）
取組状況	・地域での見守り活動の周知チラシ作成 8/25「守谷市徘徊高齢者等SOSネットワーク」開始 ・地域課題吸い上げのアンケート実施	・全自治会にチラシ回覧 174団体18,565世帯 ・第2層協議体の設置	・新規3事業所との見守り活動協定，調印式記者発表による周知 ・講師を招いた第1層設置に向けた勉強会開催 ・社協が第2層協議体のｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰを了承 ・第2層協議体の制度理解のため個別説明を実施	・見守り活動を行う認知症サポーターの活動を周知 ・ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱへの傾聴方法の研修会開催 ・第2層協議体への参加や制度理解のため個別説明を実施	・まちづくり協議会の担当と社会福祉協議会を含めて協議，調整を行い，会則例に第2層協議体の実施内容を盛り込むことを決定した。	・まちづくり協議会の担当と社会福祉協議会を含めて協議，調整を継続した。
進捗状況と評価の理由	概ね順調 周知のためのチラシ作成が完了し，アンケートも実施したため。	概ね順調 第2層協議体の設置が完了。コーディネーターは未配置だがその役割を担う方がいるため。	概ね順調 第2層協議体コーディネーターが決定したため。	遅れあり まちづくり協議会との調整が必要になったため。	遅れあり まちづくり協議会との調整が必要になったため。	遅れあり 市内6地区のうち3地区でまちづくり協議会が設立されたが，今後，話し合いの手法等について調整が必要なため。
課題	・地域福祉計画との連携を図る。 ・地域課題（ごみ出し）の集計，分析。	・地域福祉計画との連携を図る。 ・関係課等との共通認識の形成	・第2層協議体全6地区での制度に対する理解	・第2層協議体全6地区での制度に対する理解 ・各地区のまちづくり協議会設立に向けた動きとの調整	・市内全域でのまちづくり協議会設立	・市内全域でのまちづくり協議会設立 ・第2層協議体の活動の推進
課題の原因とその解決策	・見出した課題の整理。不足しているサービスへの対応。 ・第2期地域福祉計画の検討，調整。ケアマネに対するごみ戸別収集の周知。ごみ出しに関する生活環境課との連携。	・地域福祉活動計画との協議，調整 ・関係課との協議，調整	・第2層協議体となる各地区実行委員会へ出向いた説明を継続	・第2層協議体となる各地区実行委員会へ出向いた説明を継続	・まちづくり協議会担当課や社会福祉協議会と情報共有を図るとともに，介護福祉課もまちづくり協議会を支える体制に加わることで設立を支援する。	・まちづくり協議会にコーディネーターとして配置した社協職員を地域包括支援センターの支援担当職員がサポートし，活動を推進する。

第七次守谷市行政改革実施計画　執行管理表

部長	次長	課長	管理員
坂	濱田	前川	宮本

整理番号	2-1	実施事業	自治体情報システムのクラウド化の拡大による行政サービスの効率化	推進項目	02　効率的な行政サービスの提供	主担当課	総務部　企画課

改革の目的・期待する効果	・クラウド技術を用いた自治体情報システムの拡大により，運用や管理業務の削減，災害や電力対策，業務継続性の確保が図れる。 ・計画的に導入していくことで，既存システムの契約事務の効率化，運用経費やシステム更新費用等の削減などが期待できる。
成果目標	・平成30年度までにクラウド化する目標システム数：5システム ※現行70システム稼働（50システムは既にクラウド化）
取組内容	・「世界最先端IT国家創造宣言」（平成27年6月30日閣議決定）において，「業務の共通化・標準化を行いつつ，地方公共団体における取組を加速し，自治体クラウドを中心にクラウド導入市区町村の倍増を目指す。」こととされた。今後，クラウド化の導入を基本に，システムの形態やコストの現状について正しく認識するとともに，自治体クラウドを導入する場合としない場合のコストシミュレーション比較や投資対効果を試算し，併せて，業務負担の軽減，セキュリティの向上や災害時の業務継続性等についても検討をしていく。
【総括】取組に対する評価／今後の方針	・平成30年9月に10システムのクラウド化を行い，計65システムをクラウド化した。また，令和2年度からの包括支援センターの外部委託に対応するためクラウド化をする予定。残りの生活保護，資産税地図，健康管理，上下水道料金システムの4システムは茨城計算センターのシステムではなく，セキュリティの面で課題があるため他市町村の導入事例を参考に対応する。

【工程表】（上段：計画工程／下段：実施工程）

業務内容		第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成28年度	クラウド導入システム検討	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
		⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
	システム利用課との協議			⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒			
				⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒						
	システムベンダー打ち合わせ					⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
							・ ⇒ ⇒						
	予算編成作業						・ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ・				
	導入協議・構築作業											・ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒

業務内容		第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成29年度	クラウド導入システム検討	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
		⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
	システム利用課との協議			⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒			
				⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒			
	システムベンダー打ち合わせ					⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
						⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
	予算編成作業						・ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ・				
							・ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ・				
	導入協議・構築作業											・ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
												・ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒

業務内容		第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成30年度	クラウド導入システム検討	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
		⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒				⇒ ⇒ ・		・ ⇒ ・	・ ・ ⇒	・ ⇒ ⇒
	システム利用課との協議			⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒			
						⇒ ・ ・		・ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ・		・ ⇒ ・	・ ・ ⇒	・ ⇒ ⇒
	システムベンダー打ち合わせ					⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
						・ ⇒ ・		・ ・ ⇒	⇒ ⇒ ・				
	予算編成作業						⇒ ⇒ ・	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ・				
							⇒ ⇒ ・	・ ・ ⇒	⇒ ⇒ ・				
	導入協議・構築作業											・ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
							⇒ ⇒ ・						・ ⇒ ⇒

【進捗状況】

	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
実施目標（予定）	更改時期を迎えるシステムについてクラウド化の検討を進める。	更改時期を迎えるシステムについてクラウド化の検討を進める。	更改時期を迎えるシステムについてクラウド化の検討を進める。	更改時期を迎えるシステムについてクラウド化の検討を進める。	基幹系システムにおけるクラウドの導入を進める。	更改時期を迎えるシステムについてクラウド化の検討を進める。
取組状況	導入構築の共同化を検討	LGWAN-ASPサービスの利用を検討	クラウドサービスの利用を検討（生活保護システム，包括支援システム）	基幹系システムにおける自治体クラウドの導入について検討	基幹系システム10システムのクラウド化を進める。また，更改時期を迎えるシステムについてクラウド化の検討を進める。	包括支援システムをクラウドサービスを利用する方向で担当課と検討
進捗状況と評価の理由	概ね順調 システムベンダーとの調整等を実施	概ね順調 システムベンダーとの調整等を実施	概ね順調 システムベンダーとの調整等を実施	概ね順調 県内自治体及びシステムベンダーとの調整等を実施	順調 茨城計算センターとの調整等を実施し，10システムをクラウド化した。	順調 システムベンダーとの調整等を実施
課題	・クラウド化によりコスト増になる場合があるため，導入構築の共同化を検討したが，茨城県共同クラウドでは，現行守谷市の導入しているシステムでは参加が難しい。	・生活保護システム・資産税地図システム・設計積算システムについては，セキュリティ強靭化によってネットワーク分離したため，クラウド利用が難しい。	・コスト増になる場合には慎重な検討が必要	・共通仕様書の作成が必要	・セキュリティ強靭化によってネットワーク分離したため，クラウド利用が難しい。	・セキュリティ強靭化によってネットワーク分離したため，クラウド利用が難しい。
課題の原因とその解決策	生活保護システム・資産税地図システム等が来年度更改のものを対象に単独クラウドとして検討を進める。	クラウドを利用するためには，セキュリティ対策としてLGWAN系ネットワークを利用する必要がある。システムベンダーにおいてLGWAN-ASPサービスに対応できるかどうか，また，当該サービスに対応しているシステムベンダーについて調査・検討を進める。	担当課による各システムベンダーの	共通仕様書の作成に向けて県内自治体と勉強会による検討を進める。	茨城計算センター以外のシステムベンダーにおいてLGWAN-ASPサービスに対応できるかどうか，また，当該サービスに対応しているシステムベンダーについて調査・検討を進める。	本来であれば基幹系ネットワーク内でシステムを構築する方法が望ましいが，令和2年度から包括支援センターの外部委託を行うため対応が必要となる。他市町村での導入事例を参考に対応をする。

第七次守谷市行政改革実施計画　執行管理表

部長	次長	課長	管理員
坂	濱	前川	宮本

整理番号	2-2	実施事業	マイナンバー独自利用の拡大による利便性の向上	推進項目	02　効率的な行政サービスの提供	主担当課	総務部　企画課

改革の目的・期待する効果	・マイナンバー独自利用の拡大により，事務手続きが簡略化され，市民，行政ともに利便性が向上する。	取組内容	・市民の利便性の向上に資するものであり，カードの普及拡大を期待しているが，番号制度は複雑かつ多岐の業務にわたることから，本市においては，まずは制度の確実な導入を最優先課題とし，個人番号カードの独自利用については，制度開始後の平成28年度から地域の実情やニーズを踏まえながら検討し，国による制度の利用範囲拡大も視野に入れながら，市民にとってより利便性の高い行政サービスへの活用を目指していく。 ・3分野における「マイナンバーの利用」だけではなく，住民ニーズが高く活用範囲の拡大が有望であるものの検討を行い，個人番号カードの普及拡大に努める。
成果目標	・平成30年度までにマイナンバー独自利用制度の導入目標数：3制度　※現行導入独自利用制度：医療福祉・すこやか医療制度（平成27年度コンビニ交付導入済み） ・平成30年度までに番号カード交付目標枚数：44,000枚（国の交付目標値：平成30年度までに8700万枚交付，守谷市人口を65,000人・全国総人口を1億2,700万人として計算）	【総括】取組に対する評価／今後の方針	情報連携の独自利用は一部の市民の事務が簡素化されるが，申請時に身分証やマイナンバーカードの提示など負担が増加する場合があり，2業務の情報連携となった。また，マイナンバーカードは10,607枚（人口に占め交付割合：守谷市15.8%，国13.0%）となった。既存の業務を独自利用制度へ移行することは市民の利便性が向上しない施策となってしまうため，今後は新規事業を行う際に独自利用制度の導入を検討する。

【工程表】（上段：計画工程／下段：実施工程）

業務内容		第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成28年度	（医療福祉・すこやか医療制度事務に係る独自利用）事前登録	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒										
		⇒ ⇒ ⇒											
	（医療福祉・すこやか医療制度事務に係る独自利用）条例制定	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒									
		⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒									
	（医療福祉・すこやか医療制度事務に係る独自利用）事前チェック書類提出	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒								
		⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒								
	（医療福祉・すこやか医療制度事務に係る独自利用）届出書提出	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒						
		⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ・ ・						

業務内容		第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成29年度	独自利用事務の検討	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
		⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
	事前登録準備	⇒ ⇒ ⇒											
	事前チェック書類提出	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒								
	届出書提出	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒						

業務内容		第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成30年度	独自利用事務の検討	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
		⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒						
	事前登録準備	⇒ ⇒ ⇒											
	事前チェック書類提出	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒								
	届出書提出	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒						

【進捗状況】

	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
実施目標（予定）	独自利用に係る届出書の提出	独自利用に係る届出書の提出	独自利用に係る届出書の提出	独自利用に係る届出書の提出	独自利用に係る届出書の提出	独自利用に係る届出書の提出
取組状況	医療福祉・すこやか医療制度事務に係る独自利用に係る届出については9月26日完了	医療福祉・すこやか医療制度事務に係る情報連携テスト2月17日完了	各課において独自利用事務の拡大について検討	各課において独自利用事務の拡大について検討	・各課において独自利用拡大の検討 ・マイナンバーカードの普及促進については，交付申請代行手続きを実施。	・各課において独自利用拡大の検討 ・マイナンバーカードの普及促進については，交付申請代行手続きを実施。
進捗状況と評価の理由	概ね順調 届出書の提出が完了	概ね順調 届出書の提出が完了	遅れあり 情報連携の試行運用の状況等を踏まえながら検討している	遅れあり 情報連携の本格運用の状況等を踏まえながら検討している	遅れあり 情報連携の独自利用は2業務のみで目標に達しなかった。また，マイナンバーカードは9,714枚交付した。（人口に占める交付割合14.5%：参考国11.8%）	遅れあり 情報連携の独自利用は2業務のみで目標に達しなかった。また，マイナンバーカードの人口に占める交付割合15.8%に増加した。
課題	今後，医療福祉・すこやか医療制度以外の事務に係る独自利用の検討が必要	今後，医療福祉・すこやか医療制度以外の事務に係る独自利用の検討が必要	今後，情報連携の本格運用の状況等も踏まえて独自利用の拡大についての検討が必要	情報連携の本格運用の状況を踏まえ，事務を整理したうえで独自利用の拡大についての検討が必要	情報連携の独自利用は一部の市民の事務が簡素化されるが，申請時に身分証やマイナンバーカードの提示など負担が増加する場合がある。	情報連携の独自利用は一部の市民の事務が簡素化されるが，申請時に身分証やマイナンバーカードの提示など負担が増加する場合がある。
課題の原因とその解決策	近隣自治体の実施状況等を踏まえて独自利用の拡大を検討する。	近隣自治体の実施状況等を踏まえて独自利用の拡大を検討する。	情報連携の運用開始に伴い，事務手続き方法等の再確認を行い，近隣自治体の実施状況等を踏まえてに独自利用の拡大を検討する。	個人情報保護委員会による平成30年7月以降に追加する独自利用事務の検討状況及び近隣自治体の実施状況を踏まえて独自利用の拡大を検討する。	市民の利便性が向上しない施策とならないよう留意し，独自利用・マイナンバーカードの普及施策を検討する。	市民の利便性が向上しない施策とならないよう留意し，独自利用・マイナンバーカードの普及施策を検討する。

第七次守谷市行政改革実施計画　執行管理表

部長	次長	課長	管理員
坂	濱	前川	宮本

整理番号	2-3	実施事業	総合計画における実施計画の機能強化による行政課題への対応	推進項目	02　効率的な行政サービスの提供	主担当課	総務部　企画課

改革の目的・期待する効果	・事務事業の階層でも，総合計画の目標実現を意識した行政運営を実現する。 ・総合計画実現のために市が重点的に取り組む事業やその進捗状況を示すことで，行政課題の解決に向けた取組方針が明確になるとともに，庁内外における情報共有を通じて，施策，取組の重点化を図る。 ・事務事業評価の結果を意識した予算編成が行える。
成果目標	・マネジメントサイクルの確立：平成29年度
取組内容	・行政評価における評価結果を実施計画に反映させるため，重点事務事業に行政評価を活用したマネジメントサイクルを確立する。 ・重点事務事業として選定された事業の進捗状況を市民に公表する。 ・行政評価システムの見直しにより，予算との連動や執行管理機能を高める。
【総括】取組に対する評価／今後の方針	行政評価システムを見直し，予算編成との連動性を高めた。また，評価方法についても中間評価の導入や事後評価を同一年度内で実施し，PDCAを意識しやすい仕組みを構築した。しかし，評価方法や指標の設定について職員の意識が低いため今後は研修等を実施する。また，評価対象とする事業の絞り込みを行い，優先度の高い事業の評価を集中的に行う。

【工程表】(上段：計画工程／下段：実施工程)

	業務内容	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成28年度	総合計画に直結する事業の抽出		⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒									
	重点事務事業選定のプロセス検討				⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒			
	次年度重点事務事業選定										⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ・
	行政評価システム再構築検討(評価表，SC等)	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒				
	行政評価システムについて財政部局と調整		⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒		⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒		⇒ ⇒ ⇒		⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒		⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ・		
	新行政評価システム稼働											⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ・ ⇒ ⇒

	業務内容	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成29年度	重点事務事業の決定	⇒ ・ ・ ⇒ ・ ・											
	重点事務事業の進行管理	・ ⇒ ⇒ ・ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
	重点事務事業の進行管理状況公表						・ ・ ⇒						・ ・ ⇒
	事務事業評価(中間評価)						⇒ ⇒ ⇒	⇒ ・ ・ ・ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ・				
	事務事業評価(中間評価)を受けた予算編成							・ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒		

業務内容		第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成30年度	重点事務事業の決定	⇒ ・ ・ ⇒ ・ ・											
	重点事務事業の進行管理	・ ⇒ ⇒ ・ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒
	重点事務事業の進行管理状況公表						・ ・ ⇒ ・ ・ ⇒						・ ・ ⇒ ・ ・ ⇒
	予算編成部局との協議	・ ・ ⇒ ・ ・ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ・ ・ ⇒ ⇒ ⇒		・ ・ ⇒ ・ ・ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ・ ・						⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒
	事務事業評価（中間評価）						⇒ ⇒ ⇒ ・ ⇒ ⇒	⇒ ・ ・ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ・ ・				
	事務事業評価（中間評価）を受けた予算編成							・ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ・ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒		

【進捗状況】

	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
実施目標（予定）	・行政評価と重点事務事業を連動させたマネジメントサイクルの検討 ・行政評価システムの再構築	・行政評価と重点事務事業を連動させたマネジメントサイクルによる重点事務事業の選定 ・行政評価システムの再構築	・重点事務事業の進捗状況を公表する。 ・新しい行政評価システムを予算編成と結び付ける（中間評価の導入）。	・重点事務事業の進捗状況を公表する。 ・行政評価の結果を予算編成に連動させる（評価結果に基づく予算査定等）。	・重点事務事業の進捗状況を公表する。 ・予算編成部局との連携を強化し，より行政評価結果を予算編成に反映させる。	・重点事務事業の進捗管理を行う ・職員向け研修及び対象事業の絞り込みに向けて準備を行う。
取組状況	・庁内ワーキング等により行政評価の課題等を整理し，それを解決できるような行政評価システムや評価表を検討した。	・次年度の経営方針（行政評価から導かれた重点施策等）に基づき，重点事務事業を選定した。 ・3月から新しい行政評価システムを導入した。	・中間評価の実施に向けて準備を進めている。	・中間評価を実施した。 ・中間評価の結果（改善の内容，コストの方向性等）を予算編成の資料とした。	・重点事務事業の進行管理状況（第2四半期）を公表した。 ・中間評価の実施に向けて準備を進めている。	・重点事務事業の進行管理状況（第3四半期）を公表した。 ・中間評価を実施し，事業の重点化及びコストの方向性を予算編成の資料とした。
進捗状況と評価の理由	概ね順調 行政評価の再構築に向け協議等を実施し，方向性を見出すことができた。	概ね順調 予定どおりのスケジュールで新しい行政評価システムを導入できた。	概ね順調 次年度の経営方針決定に時間を要したため，中間評価の開始が計画よりも遅れているが，概ね順調である。	概ね順調 中間評価の実施時期が計画より遅れたものの，予算編成とは連携することができた。	概ね順調 予定どおり進捗している。今後は，中間評価を行い，新年度予算編成との連動性を図る。	概ね順調 システムの見直しや中間評価の導入により，職員の意識改革を図った。
課題	活用できる評価システムの構築	総合計画の目標実現を意識した行政運営やPDCAサイクルの意識付け	きちんとPDCAサイクルが機能する事務事業マネジメントシート（評価表）の記載内容	外部評価で指摘を受けたように，行政評価そのものに対する意識の向上が必要	中間評価を新年度予算要求と同時期に実施することでPDCAを各課で意識させることがねらいであるが，担当課の評価をチェックする体制が整っていない。	PDCAサイクル（行政評価と予算編成）に対する意識向上が必要
課題の原因とその解決策	・他市町村の事例や行政改革推進委員会からの意見聴取 ・財政部局との調整や庁内ワーキングによる行政評価に対する課題の整理	システムを改善しても，活用する職員の意識が変わらないと，これまでどおりになってしまうので，研修会等を開催し，繰り返し周知徹底することで，意識の改革に取り組む。	マニュアルの記載方法を工夫する。	研修会等を開催し，管理職を中心に職員の意識向上を図る。	行政評価の担当を増やし，部ごとの担当制を敷き確認作業を行う。	対象事業数が多く，1つ1つに時間をかけられていないため，対象事業を絞り込み優先度を考慮し集中的に評価する。 評価に対する意識向上を図るため，管理職向けの研修を実施する。

第七次守谷市行政改革実施計画　執行管理表

部長	次長	課長	管理員
坂	濱田	前川	宮本

整理番号	3-1	実施事業	窓口業務のアウトソーシング	推進項目	03　民間活力の活用と適正化	主担当課	総務部　企画課

改革の目的・期待する効果	・窓口業務を民間委託した場合，窓口事務に従事していた人材をその他の業務（公務員が自ら対応すべき業務）に集中させることができ，適正規模の行政運営が可能となる。 ・市民がワンストップでサービスを受けることができ，利便性が高まる。
成果目標	・市の窓口サービスが利用しやすいと感じる市民の割合：65%（H30） ※総合計画における基本事業の重要業績評価指標（H26：59%→H33：70%）
取組内容	・これまで検討してきた福祉相談窓口の考え方を踏まえ，住民異動，戸籍届出，各種証明書交付だけでなく，国民健康保険・介護保険等の受付までを含めて，市民にとって利用しやすいワンストップ対応の在り方を検討する。 ・ワンストップ対応の考え方を整理した上で，福祉部門を含めた窓口業務の民間委託を検討する。
【総括】取組に対する評価／今後の方針	平成30年4月から子育て関係窓口のワンストップ化として，子育て世代包括支援センターを開設した。 窓口業務のアウトソーシングについて，守谷市の人口規模や窓口業務の内容，職員数や非常勤職員に係る費用等を考慮し，方向性を検討する。

【工程表】（上段：計画工程／下段：実施工程）

	業務内容	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成28年度	他市町村の事例検討・整理	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒				
		⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
	関係課からの意見聴取									⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	
	方針決定												⇒ ⇒ ⇒

	業務内容	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成29年度	子育て世代包括支援センター設置に向けた検討	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
		⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒						
	国の標準仕様書等を参考にした窓口民間委託の検討				⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒

業務内容		第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成30年度	子育て世代包括支援センターの実施	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
		⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒						
	担当課からの意見聴取・効果の検証						・ ・ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
							・ ・ ⇒	⇒ ⇒ ⇒				⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒

【進捗状況】

	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
実施目標（予定）	他市町村の事例を検討し，守谷市に最適なワンストップサービスのあり方を検討する。	他市町村の事例を検討し，守谷市に最適なワンストップサービスのあり方を踏まえ，窓口業務民間委託の可能性を検討する。	子育て世代包括支援センターの設置に併せて，福祉部門を含めたワンストップサービスのあり方を検討する。 窓口業務民間委託について調査を進める。	子育て世代包括支援センターの設置に併せて，福祉部門を含めたワンストップサービスのあり方を検討する。 窓口業務民間委託について調査を進める。	平成30年4月から子育て世代包括支援センターを開設したため，サービスの状況を確認し今後の展開を検討する。	上半期に引き続き，子育て世代包括支援センターのサービス状況を確認し，今後の展開を検討する。
取組状況	他市町村の事例を調査，検討した。 なお，平成28年度中に，政府内で，窓口業務等の民間委託のための業務マニュアル・標準委託仕様書（案）を作成予定であり，その内容を受け，窓口業務の民間委託を検討することとする。	他市町村の事例を調査，検討した。関係課との意見交換等は未実施。	・H30からの子育て世代包括支援センターの設置に向け，福祉部局で検討中。 ・標準委託仕様書の全国展開に向けて，総務省で案の内容を検証している。	・市役所保健福祉部のフロアに子育て世代包括支援センターの設置を決定。	非常勤職員を活用することで子育て世代包括支援センターを開設し，相談等を開始。	上半期に引き続き，相談等を実施。
進捗状況と評価の理由	概ね順調 計画どおりに進んでいる。	遅れあり ワンストップのあり方を整理しきれていない。	遅れあり 子育て世代包括支援センターの窓口を踏まえ，ワンストップのあり方を考える必要がある。	遅れあり 窓口業務に非常勤職員等を活用し，民間委託よりもコストが掛かっていないため，民間委託について積極的な検討がなされていない。	遅れあり 非常勤職員を活用し窓口業務を実施しているが，民間委託は実施できていない。	遅れあり 子育て世代包括支援センターを開設したが，アウトソーシングは実施できていない。
課題	守谷市に最適なワンストップサービスの検討	福祉相談窓口のあり方についての再検討	ワンストップのあり方	・ワンストップのあり方 ・窓口業務の民間委託の可能性	相談内容が多様なため，関係部署との連携強化が必要	守谷市の人口規模において，窓口をアウトソーシングすることの費用対効果（有効性）の確認が必要
課題の原因とその解決策	事例検討や関係課との意見交換により方向性を決定していく。	子育て世代包括支援センターの設置が努力義務となったため，福祉相談窓口のあり方を再度検討する必要がある。組織体制を含めて総務課と協議していく。	若手職員による自主研究グループが市民（窓口）サービスの向上をテーマにしているので，その提案も踏まえて，守谷市に最適なワンストップサービスを整理する。	・若手職員による自主研究グループから提案があったワンストップ窓口のあり方を受けて，具体的な検討を開始していく。 ・国通知や他自治体の事例等を参考に，引き続き窓口業務の民間委託検討する。	福祉窓口のワンストップ化では，関係部署との協力はもとより，多様な相談を受けるため保健師や保育士等の専門職の配置は必須である。現状では，このまま直営方式で実施することを考えている。	以前から窓口業務のアウトソーシングは検討されており，委託料が賃金より高額となるため導入されなかったが，会計年度職員制度の導入により再検討が必要となる。

第七次守谷市行政改革実施計画　執行管理表

部長	次長	課長	管理員
坂	濱	前川	宮本

整理番号	3-2	実施事業	民間委託等の総点検	推進項目	03　民間活力の活用と適正化	主担当課	総務部　企画課

改革の目的・期待する効果	・定型的業務を民間委託した場合，定型的業務や庶務事務に従事していた人材をその他の業務（公務員が自ら対応すべき業務）に集中させることができ，適正規模の行政運営が可能となる。 ・市民ニーズを反映した行政サービスが提供される。
成果目標	・定型的業務等の民間委託の場合，平成30年度実施 ・委託業務のモニタリング実施：平成29年度
取組内容	・定型的業務や庶務業務を含めた事務全般について総点検を実施する。 ・民間委託した業務について，市民ニーズを的確に捉えられるよう，その効果についてモニタリングを行い，必要に応じて委託内容を見直す。
【総括】取組に対する評価／今後の方針	モニタリングマニュアルを作成し，指定管理者に対してモニタリングを実施した。 今後もモニタリングを実施し，モニタリングマニュアルを適宜見返すことにより，その他の民間委託業務についても展開し，定型業務等へのモニタリングマニュアルの活用を図る。 民間委託の総点検に向けての手法を検討する。

【工程表】（上段：計画工程／下段：実施工程）

	業務内容	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成28年度	（定型的業務の民間委託） 事務改善研究会等での検討	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒						
	（モニタリング） 手法の検討・担当課調整	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒					⇒ ⇒ ⇒ ・ ・ ⇒			
	（モニタリング） 行政改革推進委員会から意見聴取					⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒						
	（モニタリング） マニュアル整備〔指定管理者〕	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒			・ ・ ⇒ ・ ・ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ・ ・ ⇒ ・ ・

	業務内容	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成29年度	（定型的業務の民間委託） 企画課主導による総点検の実施	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒						
	（定型的業務の民間委託） 総点検を受けた民間委託に向けての調整							⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
	（モニタリング） マニュアルに基づく指定管理者モニタリングの実施	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
	（モニタリング） 指定管理者第三者評価機関の検討	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒						
	（モニタリング） 民間委託業務へのマニュアル展開を検討	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒					
	（モニタリング） マニュアル整備〔民間委託〕								⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒

業務内容		第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成30年度	(定型的業務の民間委託) 民間委託の推進	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
	(モニタリング) マニュアルに基づく指定管理者モニタリングの実施	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
		⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
	(モニタリング) マニュアルに基づく民間委託業務モニタリングの実施	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒

【進捗状況】

	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
実施目標 (予定)	・定型業務等の民間委託:事務改善研究会等で検討する。 ・モニタリング:導入に向け，手法の検討や担当課との調整を行う。	・定型業務等の民間委託:企画課主導で総点検を行うために準備する。 ・モニタリング:導入に向け，マニュアルを整備する。	・定型業務等の民間委託:企画課主導で総点検を行う。 ・モニタリング:マニュアルに基づく指定管理者モニタリングを実施する。また，モニタリングシステムを民間委託業務にも導入できるように調整する。	・定型業務等の民間委託:総点検を受け，委託できる事業は委託を進める。 ・モニタリング:マニュアルに基づく指定管理者モニタリングを実施する。また，モニタリングシステムを民間委託業務にも導入できるように調整する。	・定型業務等の民間委託:総点検を行い，委託できる事業は委託を進める。 ・モニタリング:引き続き，マニュアルに基づく指定管理者モニタリングを実施する。民間委託業務にもマニュアルに基づくモニタリングを実施する。	・定型業務等の民間委託:総点検を行い，委託できる事業は委託を進める。 ・モニタリング:引き続き，マニュアルに基づく指定管理者モニタリングを実施する。民間委託業務にもマニュアルに基づくモニタリングを実施する。
取組状況	・定型業務等の民間委託:事務改善研究会での提案はなかった。企画課主導ではまだ取り組めていない。 ・モニタリング:導入に向け，担当課と調整し，行政改革推進委員会からも意見を聴取しながら，マニュアルを作成中。	・定型業務等の民間委託:企画課主導で取り組むために，他自治体の事例等を確認している。 ・モニタリング:3月にモニタリングマニュアルを決定。平成29年度からマニュアルに基づく取組を開始する。	・定型業務等の民間委託:事務事業の中間評価に併せて実施できるよう準備を進めた。 ・モニタリング:施設所管課がマニュアルに基づく取組を始めている。第三者評価機関の検討を進めた。モニタリングの民間委託業務への導入は調整未了。	・定型業務の民間委託:調査未実施。 ・モニタリング:施設所管課がマニュアルに基づく取組を行った。民間事業者の第三者評価委託料を次年度の予算に計上した。モニタリングの民間委託業務への導入は調整未了。	モニタリング:マニュアルに基づき指定管理者の自己評価及び施設所管課による評価を実施した。	モニタリング:担当課において前年度のモニタリング結果を参考に指定管理者に対し指導・監督を行った。 民間委託の総点検:点検方法の検討段階
進捗状況と評価の理由	概ね順調 モニタリングシステムの導入は順調だが，定型業務等の民間委託は取組が進んでいない。	概ね順調 モニタリングシステムは導入したが，定型業務等の民間委託は進め方を検討中。	遅れあり 定型業務の民間委託に向けた総点検が未実施	遅れあり 定型業務の民間委託に向けた総点検が未実施	遅れあり ・定型業務の民間委託に向けた総点検が未実施 ・民間委託マニュアルの整備が遅れている。	遅れあり ・指定管理者に対するモニタリングマニュアルは導入したが，民間委託に向けた総点検が未実施である。
課題	定型業務のうち，民間委託ができる業務の抽出	指定管理者へのモニタリングを導入したものの，第三者評価機関をどこにするかを決定できていない。	総点検の手法	定型業務民間委託の可能性を探るための総点検の時期	民間委託を実施するための総点検の手法(範囲，基準等)を検討する必要がある。	民間委託を実施するための総点検の手法(範囲，基準等)を検討する必要がある。
課題の原因とその解決策	事務改善研究会では提案がなかったように，各課の定型業務民間委託に向けた意識は弱い。他自治体の事例等を参考に，取組を進める。	評価に当たっては専門性が必要になるため，案で示した指定管理者選定委員会での評価は困難との意見があった。マニュアルに基づく平成29年度の総合評価を受けた第三者評価の平成30年度導入に向け，引き続き検討を重ねる。	定型的業務の民間委託の可能性を探るため，チェックシートによる点検を予定していたが，外部評価の提言を踏まえると，委託済みの業務についての総点検を実施する必要がある。併せて考えなくてはならない。	委託業務に対する職員のスキルアップと並行して進めた方が効果的。	総点検手法を検討するため，すでに民間委託を実施している事業について，導入基準や経緯等を調査しチェックシートを作成する。	総点検手法を検討するため，すでに民間委託を実施している事業について，導入基準や経緯等を調査しチェックシートを作成する。

第七次守谷市行政改革実施計画　執行管理表

部長	次長	課長	管理員
長田		奥野	大久保

整理番号	4-2	実施事業	中長期経営計画の策定（上水道）	推進項目	04　財政マネジメントの強化	主担当課	上下水道事務所　上下水道課

改革の目的・期待する効果	・更新費用の平準化により，安定した水道事業の経営が可能となる。 ・中長期的な収支計画の策定により，料金設定の見直し時期が明確になる。
成果目標	・平成30年度までに水道事業の中長期経営計画を策定する。
取組内容	・平成28年度中に上下水道管路管理システムを構築し，水道老朽管更新計画を策定する。 ・平成28・29年度に今後の浄水施設の運用方針を決定する。 ・水道老朽管更新計画及び浄水施設の運用方針に基づき，平成30年度に水道事業の中長期経営計画を策定する。
【総括】取組に対する評価／今後の方針	・水道事業の現状と将来見通しを分析・評価したうえで，効率的かつ効果的な資産の管理運営をするために策定したアセットマネジメントに基づき，中長期的な投資・財政計画である経営戦略を策定した。経営戦略を実践することで，将来にわたり持続可能な事業運営に取り組むことができる。 ・次年度以降は，本計画に基づいて更新事業を進め，概ね3～5年に一度，財源及び投資計画の見直しを行い，PDCAを実施する。

【工程表】（上段：計画工程／下段：実施工程）

	業務内容	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成28年度	上水道管路管理システム構築	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
		⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
	老朽管更新計画策定							⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
									・ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
	浄水場運用方針策定				⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
						・ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
	水道施設設備台帳作成				⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒		⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
									⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒

	業務内容	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成29年度	浄水場運用方針策定	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒									
	水道施設設備台帳作成	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒							
		⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒						
	新水道ビジョン策定（経営戦略と一括発注予定）				・ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
					・ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
	水道事業中長期経営計画策定（経営戦略）（新水道ビジョンと一括発注予定）										・ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
												・ ・ ⇒	⇒ ⇒ ⇒

業務内容		第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成30年度	新水道ビジョン策定	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ・		
		⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ・
	水道事業中長期経営計画策定（経営戦略）	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
		⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ・

【進捗状況】

	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
実施目標（予定）	・上水道管路管理システムの構築を進めるとともに，当システムを活用した老朽管更新計画策定手法を検討する。 ・浄水場運用方針業務を発注する。 ・水道施設設備台帳を発注する。	・上水道管路管理システムの構築と老朽管更新計画策定作業を完了する。 ・浄水場運用方針を定める。 ・水道施設設備台帳に必要となる全資産の資料収集と調査を行う。	・浄水場運用方針業務で明らかにした事項を市長，議会等に報告する。 ・上水道管路管理システムを活用し，管路を含む全施設の設備台帳整備を完了する。 ・浄水場運用方針を考慮した新水道ビジョンを発注する。	・水道設備台帳を活用し，全施設の更新計画を定め，新水道ビジョンに反映し，業務を完了する。 ・新水道ビジョンで定めた施設更新計画に基づき，水道事業中長期経営計画（水道経営戦略）を発注する。	・水道設備台帳を活用し，資産を再確認した上で更新計画事業の財政収支を明らかにする。 ・財政収支で赤字となる場合には，受益者負担の適正な料金設定を検討し，水道経営戦略を定める。	・新水道ビジョンは，市民に分かり易い構成となるよう策定した。 ・将来更新費用（投資）と計画給水人口の認可に伴う給水収益（財源）が定まったため，これらに基づく経営戦略を策定した。
取組状況	・上水道管路管理システムで，水道管の口径別・布設年代別・管種別の集計作業を行い，土質による腐食状況を予測した更新計画を検討する。 ・水道施設設備台帳の発注準備として，複数のコンサルタントにヒアリングし，仕様書の内容を検討している。	・上水道管路管理システムの構築と老朽管更新計画業務が完了した。 ・浄水場運用方針は，災害時の応急給水について交通防災課と協議し，検討する。 ・水道施設設備台帳を発注した。年度内に下水道処理場の資産調査を行う。	・浄水場運用方針業務で検討した結果，運用廃止の結論に至り，市長，議会，審議会に報告した。 ・設備台帳整備について，一部見直し作業が生じ，若干遅延している。 ・7月に経営戦略及びアセットマネジメントを含む新水道ビジョンを発注した。	・設備台帳を元に，老朽管路について，将来の更新費用を算定し，アセットマネジメントを策定している。 ・管路施設については，新水道ビジョンの策定に取組んでいる。	・新水道ビジョンの進捗率は80%程度で，現在修正作業を進めている。 ・アセットマネジメントの進捗率は80%程度で，重要路線の耐用年数を見直しているところであり，それに伴う更新費用と財政シュミレーションを修正中である。	・事業計画変更については，厚労省との事前協議が完了したため，守谷市公営企業の設置等に関する改正条例案を6月議会に上程する。 ・計画給水人口が認可される見込みとなったため，新水道ビジョン，経営戦略ともに年度内に完了した。
進捗状況と評価の理由	遅れあり　複数コンサルタントとのヒアリングにより意見が輻輳したため，設備台帳の仕様書確定に時間を要した。	概ね順調　・上水道管路管理システム，浄水場運用方針及び老朽管更新計画が年度内完了。 ・水道施設設備台帳を発注し，資産の資料収集を行っている。	遅れあり　・浄水場運用方針は完了し，新水道ビジョンも順調に作業中である。 ・設備台帳整備に若干遅延が生じている。	遅れあり　固定資産について，設備台帳で算定した結果と決算に大きな乖離があるため，検証に時間を要している。	概ね順調　固定資産と設備台帳の乖離についてはまだ検証中だが，資産の数量は把握できたため，将来の更新費用を算定できる状況になり，概ね順調に進捗している。	完了　投資と財源が定まったため，計画策定作業が完了した。
課題	設備台帳の仕様書確定が遅れた（11月に入札・契約予定）。	設備台帳は，国補事業の下水道設備台帳も含めて委託しており，国費を繰越せないため下水道を先行していることから水道は29年9月完了の見込み。	設備台帳の資産情報と決算の調整や一部資料の確認作業に時間を要している。	過去に取得した設備について，取得価額の根拠が不明なものが多く，アセットマネジメントに必要な更新費用の算定が滞っている。	将来給水人口について，新水道ビジョン（増加）と県事業計画（減少）が相違しているため，厚労省に届ける事業計画の変更協議が難航している。	特になし
課題の原因とその解決策	設備台帳は契約後，管路システムを活用し遅れを取り戻すよう取り組む。	水道設備台帳は，概ね資料が整っていることから，4月以降，資料整理及び台帳整備に着手する。	過去に取得した設備の価額設定と現時点の決算における固定資産額を調整して方針を定め，設備台帳を年内に取りまとめる。	過去に取得した設備のうち，取得価額の根拠が不明なものについては，メーカーに見積りを依頼している。30年度上半期までに取得価額を全て明らかにしたうえで，アセットマネジメントを30年度上半期に完了し，新水道ビジョン及び経営戦略をまとめる。	厚労省及び県と調整の上，市総合計画後期計画に基づく給水人口を水道ビジョンに反映し，事業計画の変更について厚労省の認可を得る必要がある。	特になし

第七次守谷市行政改革実施計画　執行管理表

部長	次長	課長	管理員
坂	川村	村	寺田

整理番号	6-1	実施事業	ワーク・ライフ・バランスの推進	推進項目	06　人材育成と組織マネジメントの強化	主担当課	総務部　総務課

改革の目的・期待する効果	・時間外勤務縮減のためには，廃止を含めた既存事業の見直しが必須であり，それにより，市民にとって有益な新規事業の立ち上げや適正な人員配置が期待できる。 ・市が率先してワーク・ライフ・バランスを実現することにより，市内事業者への啓発につながる。
成果目標	①年間1人当たりの平均時間外勤務時間の縮減 【平成29年度，26年度実績22%以上の縮減】 ②次世代育成対策推進法に基づく特定事業主行動計画の推進 【目標達成年度：平成32年度】

取組内容	①「時間外勤務縮減に向けた取組方針」を遵守する。また，平成28年度からは部署ごとの時間外勤務縮減計画を策定し，目標管理に努める。 ②平成27年3月に策定した次世代育成対策推進法に基づく「特定事業主行動計画」を推進する。
【総括】 取組に対する評価／今後の方針	平成30年度末の総時間外勤務は，30,391時間となり。平成30年度の計画時間から見ると約113%となった。3箇年としては，8,291時間の時間外勤務が縮減となり，取組としては継続して計画を実行してきた成果が表れてはいるが，時間外勤務の発生要因は多様であり，人・組織・業務・時期・外的要因等の様々な要素が複合的に絡み合っていることから，その要因を把握・分析し，実効ある対応策を，今後も講じていく。

【工程表】（上段：計画工程／下段：実施工程）

業務内容		第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成28年度	時間外勤務縮減計画管理	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
		⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒

業務内容		第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成29年度	時間外勤務縮減計画管理	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
		⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒

業務内容		第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成30年度	時間外勤務縮減計画管理	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒

【進捗状況】

	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
実施目標（予定）	4月～9月の時間外勤務時間 計画時間：16,035時間	10月～3月の時間外勤務時間 計画時間：14,957時間 （年間計画時間：30,992時間）	4月～9月の時間外勤務時間 計画時間：12,550時間 （前年度比：－3,485時間）	10月～3月の時間外勤務時間 計画時間：12,264時間 （前年度比：－2,639時間） （年間計画時間：24,814時間 前年度比：－6,178時間）	4月～9月の時間外勤務時間 計画時間：13,318時間 （前年度比：+768）	10月～3月の時間外勤務時間 計画時間：14,937時間 （前年度比：+2,673時間） （年間計画時間：28,255時間 前年度比：+3441時間）
取組状況	4月～9月の時間外勤務時間 執行時間：12,449時間	10月～3月の時間外勤務時間 執行時間：13,758時間 年間執行時間：26,207時間	4月～9月の時間外勤務時間 執行時間：13,418時間 （前年度比：＋969時間）	10月～3月の時間外勤務時間 執行時間：12,736時間 （前年度比：－1022時間） （年間執行時間：　26,154時間）	4月～9月の時間外勤務時間 執行時間：15,131時間 （前年度比：＋1,702時間）	10月～3月の時間外勤務時間 執行時間：15,260時間 （前年度比：+2,524時間） （年間執行時間：　30,391時間）
進捗状況と評価の理由	順調　計画に対する執行率：77.7%	順調　計画に対する執行率：92.0% （年間執行率：84.6%）	順調　計画に対する執行率：106.9%	順調　計画に対する執行率：103.8%	順調　計画に対する執行率：113.5%	順調　計画に対する執行率：102.2%
課題			計画時間を上回っている部署は全体の3割程度である。時間外勤務時間が多いところに偏りが見られる。	計画時間を上回っている部署は全体の7割である。時間外勤務時間が多いところに偏りが見られる。	全体的に計画時間を上回っている。部署別に見ると恒常的に多くの時間外勤務が行われているという“常態化”が見られる部署が多く見られる。	時間外勤務が増加傾向にあり，職員の平均時間外勤務が多い課が増えている。恒常的に多くの時間外勤務が行われているという“常態化”が見られる課がいくつもある。
課題の原因とその解決策			計画どおりに進捗していない部署には，調査・分析を依頼し，解決策を見出してもらう。	計画どおりに進捗していない部署には調査・分析を依頼し，問題点や解決策を報告してもらうと同時に，次年度の計画値を検討する。	時間外勤務が慢性的に多い部署に対しては，管理職が業務実施に係る問題点の調査・分析とそれに基づく指導を行うことで，業務の効率化を図り，時間外勤務の縮減を行う。	時間外勤務の縮減のための取組を行ってきたが，減少しない原因を分析し，どの課において，どのような取組を行えば，どのくらい減少するのか，それぞれの実情に，より即した検討をする。

第七次守谷市行政改革実施計画　執行管理表

部長	次長	課長	管理員
坂	村	村	寺田

整理番号	6-2	実施事業	女性の活躍の推進	推進項目	06　人材育成と組織マネジメントの強化	主担当課	総務部　総務課

改革の目的・期待する効果	・市の管理職に女性職員を多く登用することにより，多様な視点での事業運営が期待できる。 ・従業員301人以上の事業者には同様の取組みが義務付けられており，市の状況の公表により，市内事業者への啓発となる。 ・女性が活躍できる職場の形成は，ワーク・ライフ・バランスの実現にも寄与する。
成果目標	平成28年3月「特定事業主行動計画」策定 ・時間外勤務の縮減　職員一人当たりの年間平均時間外勤務時間を次のとおり縮減する。 現状値：159時間／年（平成26年度）　→　目標値：120時間／年以下（平成31年度） ・管理職（課長補佐級以上）に占める女性職員の割合 現状値：20%（平成27年度）　→　目標値：30%（平成31年度） ・男性職員の育児休業取得率 現状値：0%（平成27年度）　→　目標値：20%（平成31年度）
取組内容	・「特定事業主行動計画」を適正に執行する。 ・年に一度，実施状況を広報やHPにて公表する。
【総括】取組に対する評価／今後の方針	育児参加のための男性職員の育児休業の積極的な取得奨励を行ってきた結果，取得率が向上している。また，子育て・介護等への対応が必要な職員について，可能な範囲で個々の配慮ができるよう，早出遅出制度を導入し，2名の利用者があった。 女性職員は出産や子育て等のライフイベントも影響し，管理職を目指す職員が多くない現状がある。これからも継続的に，環境の整備を図り，リーダーシップのある多くの女性職員の活躍が組織にとって大きな役割を果たしていけるよう，組織全体で女性の活躍推進に向けた，人材育成や職場環境づくりに積極的に取り組んでいく。

【工程表】（上段：計画工程／下段：実施工程）

業務内容		第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成28年度	特定事業主行動計画の策定と公表	⇒ ・ ・											
		⇒ ・ ・											
	守谷市役所の状況の整理と公表	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒									
		⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒									
	守谷市役所の課題の整理と取組	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
		⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒

業務内容		第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成29年度	守谷市役所の状況の整理と公表	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒									
				⇒ ・ ・									
	男性職員への育児休業取得勧奨	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
		⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒

業務内容		第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成30年度	守谷市役所の状況の整理と公表	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ・ ・									
	男性職員への育児休業取得勧奨	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒
		⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒

【進捗状況】

	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	
実施目標（予定）	・女性職員を対象とした研修開催 ・育児休暇制度周知と勧奨	・女性職員を対象とした研修開催 ・育児休暇制度周知と勧奨	・育児休暇制度周知と勧奨 ・職場改善のための女性職員座談会	・茨城県自治研修所主催研修への参加	・育児休暇制度周知と勧奨 ・茨城県自治研修所主催研修への参加	・育児休暇制度周知と勧奨 ・茨城県自治研修所主催研修への参加
取組状況	・掲示板による育児休業制度の周知 ・子連れ出勤実施企業視察	・管理職対象「イクボス研修」6名参加 ・茨城県自治研修所主催「女性リーダー育成講座」2名参加 ・産前休暇を6週から8週へ拡大 ・育児のための早出遅出出勤制度導入 ・育児休業制度対象の拡大	・育児休暇制度等の職員説明会開催 ・平成28年度の守谷市役所の状況をHPにて公表（「平成29年度女性活躍推進法に基づく女性の職業選択に資する情報の公表」） ・茨城県自治研修所主催「女性キャリアアップ講座」4名参加	・茨城県自治研修所主催「女性キャリアアップ講座」3名参加 ・特定事業主行動計画策定・推進委員会開催：各部署の職員で構成されており，計画の進捗状況を報告し，今後の計画推進のため手法等を検討	・育児休暇制度等の職員説明会開催 ・茨城県自治研修所主催「女性キャリアアップ講座」2名参加	・育児休暇制度等の職員説明会開催 ・茨城県自治研修所主催「女性キャリアアップ講座」3名参加
進捗状況と評価の理由	概ね順調 女性管理職の割合：21.1% （前年度比1.1ポイント増） 男性職員育児休業取得率：ー （該当職員なし）	順調 女性管理職の割合：21.1% （前年度比1.1ポイント増） 男性職員育児休業取得率：ー （該当職員なし）	概ね順調 女性管理職の割合：21.1% （前年度比増減なし） 男性職員育児休業取得率：60.0%（上半期のみ） （該当職員5名中3名取得）	概ね順調 女性管理職の割合：21.1% （前年度比増減なし） 男性職員育児休業取得率：42.9%（年度内通算） （該当職員7名中3名取得）	概ね順調 女性管理職の割合：20.8% （前年度比0.3ポイント減） 男性職員育児休業取得率：100.0%（上半期のみ） （該当職員名3名中3名取得）	概ね順調 女性管理職の割合：20.8% （前年度比0.3ポイント減） 男性職員育児休業取得率：75%（年度内通算） （該当職員4名中3名取得）
課題						
課題の原因とその解決策						